

横浜市金沢区総合庁舎における売店運営業者募集要項

1 目的

この要項は、金沢区総合庁舎において、職員その他の利用者のために、売店等の運営業者を募集し、選定することを目的とします。

2 募集対象

金沢区総合庁舎内の売店及び自動販売機の管理・運営を行うことができる者

3 応募条件

次の全ての条件を満たす法人又は団体であること。

- (1) 当該事業に関する契約を金沢区との間で直接締結できる法人・団体等であること。
- (2) 売店及び自動販売機等の運営実績が3年以上あること。
- (3) 営業上の行政処分を過去3年以内に受けたことがないこと。
- (4) 法人税・法人県民税・法人事業税・法人市民税・消費税及び地方消費税等に関して滞納がないこと。
- (5) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体ではないこと。
- (7) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。

4 運営条件

(1) 運営条件

ア 売店（倉庫含む）

金沢区総合庁舎1階 売店用スペース（44㎡）及び倉庫（12㎡）

イ 飲料自動販売機

区役所に 11 台（1 階 3 台、2 階 2 台、3 階 1 台、4 階 2 台、5 階 1 台、6 階 2 台）設置
（設置場所詳細は、別紙図面のとおり）

販売機の仕様は下記のとおりとする。

- ① 原則として災害救援ベンダーを設置すること
- ② 新 500 円玉対応機種とすること
- ③ 障害者等の利用のしやすさに配慮したユニバーサルデザインとし、以下の機能を備えたものを 1 階に 1 台以上設置すること
 - ・受け皿付きコイン投入口
 - ・受け皿付きコイン返却口
 - ・返却レバー（小さい力で容易に操作が可能なもの）
 - ・商品返却補助ボタン

ウ コピー機

店舗内にコインベンダー式コピー機を設置し、管理・運営を行う。

（2）使用許可期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※ 使用許可は年度許可とし、上記期間中は特別の事情が無い限り、更新を行うこととします。

※ 使用許可期間には、売店開設に係る改装工事等の期間を含みます。

※ 売店の営業開始は令和 5 年 4 月 3 日（月）を予定しておりますが、協議により決定します。

（3）営業日及び営業時間

使用許可期間中の金沢区役所開庁日

午前 8 時から午後 5 時まで（原則）。これ以上の営業時間については、協議により決定します。

※ ただし、土曜開庁日及び休日の臨時開庁日は午前 9 時から正午まで

（4）販売品・サービス等（必須販売品等）

- ア コインベンダー式コピー機の設置
- イ 関係地図（都市計画図、金沢区地図）
- ウ 市出版物（調査季報、季刊誌「横濱」など）
- エ 飲食料品
- オ 金沢ブランドの販売協力
- カ その他市が依頼するもの

（5）運営に関する注意事項

ア 作業員の配置

営業時間中においては、常時 1 名以上の接客のための作業員を置くこと

イ 許可等の取得

営業にあたり法令上必要な許可、届出等がある場合には、運営業者の責務と負担で行うこと。

ウ 販売を禁止する商品

- ① アルコール飲料（売店・自動販売機共）
- ② 成人向け図書・雑誌等（いわゆる有害図書等）

エ 廃棄物の管理（売店・自動販売機共）

販売した飲料商品については、売店及び自動販売機周辺に回収ボックスを設け、回収した缶・ペットボトル等の適正処理は運業者が行うものとします。また、売店から排出するその他の廃棄物についても、横浜市が取り組んでいるヨコハマ3R夢プランを遵守し、運業者の負担により適正に処理を行うものとします。

オ 地図・市出版物等市が依頼するものの販売

当該地図・出版物等を発行する担当課との間で、それぞれ直接契約等の手続きを行っていただきます。

カ 金沢ブランドの販売協力

（一社）横浜金沢観光協会と協議の上、直接契約等の手続きしていただきます。

（一社）横浜金沢観光協会 横浜市金沢区洲崎町1-18 協働オフィス金沢内

担当 永井（ながい）

電話 045-780-3431 ファックス 045-349-7035

ホームページ <http://www.yokohama-kanazawakanko/>

キ （4）に示す以外の品物の販売及び配置計画については、協議の上決定するものとします。

（6）費用負担

運業者の負担していただく費用は次のとおりです。

ア 行政財産の目的外使用料

「行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例」第2条に基づき徴収します。

（現時点の概算 売店：110,803円／月、飲料自動販売機：3,100円／台・月

（別途消費税を徴収します。）

イ 電気料

実費徴収とします。

※ 計算式は、月額負担額＝月消費電力量（A）×電気料金単価（B）とします。

（A）は子メーターにより検針した値を基に算出し、（B）は電力供給会社との契約単価（当該月単価）とし、燃料調整費等が加算される場合にはこれを含む単価とします。

ウ 営業に伴う諸雑費

日常清掃、従業員衛生管理等の経費、ごみの処分費等

エ 店舗の開設に係る改装費、飲料自動販売機・店舗備品の設置費及び備品の更新費等

※ 改修工事の施工内容については、協議事項とします。

※ 開店後の庁舎設備の修繕等の経費負担については、協議事項とします。

5 評価基準項目

(1) 販売品・サービス等の構成及び販売価格

(2) 障害者への配慮

(3) 環境への配慮

ア 企業全体としての省エネルギー・リサイクルなど環境への配慮・取組・貢献実績

イ 売店に設置する設備及び飲料自動販売機に関する省エネ機器の設置

ウ 売店及び自動販売機から発生するごみの回収・適正処理に関する取組

エ 「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」に基づく取組

(4) 従業員配置計画及び従業員教育

ア 従業員勤務形態及び配置人員

イ 従業員研修計画

(5) 防犯対策、安全・衛生管理及び災害・緊急時の対応

(6) 利用者からのクレーム・要望等への対応

(7) 他施設における売店出店実績

(8) その他運営業者独自の提案・セールスポイント

※売店運営を健全に行うための方策、利用者の利便性を高めるような提案など

6 選考方法

応募書類により「金沢区総合庁舎における売店運営業者選考委員会設置要綱」に基づき設置された委員会において選定業者1者及び次点業者1者の選考を行います。

選定業者と契約締結できない場合は、次点業者と契約締結の交渉を行います。

7 応募手続き・期間

(1) 応募書類及び提出部数

ア 応募申請書（様式1）：1部

イ 事業計画書（様式2）（必要に応じて参考資料の添付も可）：7部

ウ 企業概要（会社概要が分かるパンフレット等）：7部

エ 定款：7部

オ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書：1部

カ 国税・法人県民税・法人事業税及び法人市民税の納税証明書：各1部

キ 売店及び自動販売機等の運営実績報告書（任意様式）：7部

※売店の運営実績は評価基準項目となりますので、できるだけ詳細にご記入ください。

ク 売店等の運用に必要な許認可等の写し：1部（取得予定の場合はその内容を記したもの）

(2) 提出期間

令和4年9月20日(火)午前9時から令和4年9月30日(金)午後5時まで

窓口の受付時間は土、日曜日及び祝日を除く、平日の9:00~12:00、13:00~17:00です。

郵送の場合は、記録が残る送付方法(簡易書留等)にしてください。

(3) 提出方法

郵送または持参(郵送の場合は上記期間中必着)

(4) 提出先

〒236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1

金沢区役所総務課 (担当 高橋(伸))

(5) 質問の受付

質問のある場合は、「金沢区総合庁舎における売店運営業者募集要項 質問書」に質問事項を記入して、電子メールにより、下記の期限までに送付してください。電子メール以外での質問は受け付けません。

ア 質問書の提出期限 令和4年9月12日(月)

午後5:00まで(必着)

イ 質問書の送付先 kz-somu@city.yokohama.jp

※電子メールの件名を「【売店質問書】貴社名」としてください。

ウ 質問に対する回答の公表

令和4年9月16日(金)頃

※質問に対する回答は、金沢区ホームページに掲載します。

(6) スケジュール

ア 募集のお知らせ 令和4年9月1日(木)

イ 募集要項に関する質問受付 令和4年9月1日(木)~令和4年9月12日(月)午後5時

ウ 募集要項に関する質問回答 令和4年9月16日(金)予定

エ 応募書類の受付期間 令和4年9月20日(火)~令和4年9月30日(金)午後5時

オ 選定結果の通知・公表 令和4年10月末までに文書にて通知

カ 使用許可期間の開始 令和5年4月1日(土)

キ 売店の営業開始 令和5年4月3日(月)

(7) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

8 結果通知

選考の結果については、10月末までに文書で回答します。

9 営業権の譲渡、委託の禁止

- (1) 事業者は、当該売店の営業権利を譲渡し、または転貸してはならない。
- (2) 事業者は、営業の全部を第三者に委託してはならない。

10 その他

提出された書類は返還しません。また、審査終了後一部公開することがあります。

11 参考

- (1) 売店及び飲料自動販売機設置予定場所

別紙「売店及び飲料自動販売機設置予定場所」参照

- (2) 金沢区総合庁舎の建物概要

所在地：横浜市金沢区泥亀2-9-1

区役所、金沢消防署、金沢公会堂

- (3) 金沢区総合庁舎の職員数

約 570 人（区役所、消防署含む）

- (4) 金沢区総合庁舎の一日の来庁者数

約 2,170 人

<内訳>

- ・金沢区役所、消防署

約 2,000 人

- ・金沢公会堂

約 170 人

12 注意事項

- (1) 同一庁舎内で、催事や障害者団体等の活動として食品・雑貨等を販売することがあります。
- (2) 併設の金沢公会堂に軽食コーナーがあります。

お問い合わせ：金沢区総務課 高橋（伸）

電話：045-788-7708

FAX：045-786-0934

e-mail：kz-somu@city.yokohama.jp